

平成25年10月11日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫 殿

長久手市長 吉田一



## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について（回答）

平成25年8月13日付で依頼がありましたことにつきましては、下記のとおりです。

記

## 陳情書に対する回答一覧

要請事項		回答
1	自治体の基本的あり方について	<p>憲法、地方自治法などをふまえて、住民一人一人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。</p> <p>現在策定中の地域福祉計画の推進により、市民が地域で支え合い自分らしく生活できるまちづくりを進めます。</p> <p>① 「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。</p> <p>② 「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、市の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。</p> <p>③ 徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p> <p>国は制度のもとで住民サービスの向上に努めています。本市は「幸福度の高いまち=日本一の福祉のまち」を目指しており、長久手ならではの「新しいまちのかたち」づくりを進めています。</p> <p>滞納整理機構へは、平成26年度以降も継続で検討中です。主に高額滞納者について、実情、財産をよく調査した上で、引き続き実施していきます。</p>
2	以下的事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。	<p>1 生活保護について</p> <p>① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p> <p>生活保護法に従い適切に対応しています。</p> <p>② 埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。</p> <p>生活保護法に従い適切に対応しています。</p> <p>③ 国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。</p> <p>生活保護法に従い適切に対応しています。</p> <p>④ 就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。</p> <p>正規職員の配置については、専門職を含め適切に配置しています。</p> <p>⑤ 弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。</p> <p>警察官OBについては、1名雇用していますが面接相談や家庭訪問の業務担当として従事しており、弱者の生存権侵害につながるとは考えていません。</p> <p>⑥ 国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。</p> <p>各施策については、国等の動向をみて、各関係法令等に従い適切に対応いたします。</p>

## 陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項		回 答
2 安心できる介護保障について		
(1) 介護保険について		
① 一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。		ご意見として参考にします。
② 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。		既存の制度で実施します。
③ 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。		国の制度のもとで支援を行ないます。
④ 介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。		ご意見として参考にします。
⑤ 行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。		第5期介護保険事業計画に基づき、小規模特別養護老人ホーム、24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を行ないます。
⑥ 地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。 ⑦ また委託されたセンターの職員が責任もつて働き続けられるよう委託費を引き上げてください。		ご意見として参考にします。
⑦ 介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。		国の制度のもとで支援を行ないます。
(2) 高齢者福祉施策の充実について		
① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。		
ア ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。		緊急通報システム、家事援助型ホームヘルパー派遣事業及び食の自立支援事業で安否確認及び生活支援を行っています。
イ 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。		移動困難者を対象にタクシーの半額程度の負担で移送をおこなう福祉有償運送を導入しました。なお、高齢者および障がい者の外出支援は、巡回バスの無料バスを交付し、高齢者にはさらに1,000円分のリニモカードを交付しています。
ウ 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。		老人憩の家を市内7か所に設置しており、60歳以上の方はだれでも利用できます。
エ 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。		ご意見として参考にします。

## 陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項		回 答
(2) 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。		土、日、祝日を除き利用者の希望により毎日1回昼食の配食を行っています。(平成26年度に向けて土日祝祭日の拡充を検討中。)また、会食方式としては、福祉の家で介護予防事業「あつたか昼食会」を実施しております。
(3) 住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。		平成25年度中の施行を予定しております。
(3) 障がい者控除の認定について		
① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。		既存の制度で実施します。
② すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。		個別の申請により交付しています。
3 福祉医療制度について		
① 福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。		現在本市で実施している福祉医療制度を継続していく予定です。
② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。		現在本市で実施している子ども医療制度を継続していく予定です。
③ 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。		精神手帳1、2級の方に対しては、全疾病の補助を実施しています。
④ 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。		現在本市で実施している後期高齢者福祉医療制度を継続していく予定です。
4 高齢者医療などの充実について		
① 後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。		国保では、個別に申請案内を送付しているところです。 後期高齢者医療では、広域連合から申請案内を送付し、一定期間申請のない方には再勧奨を行っています。
② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。		生活状況等に応じて計画的な納付ができるよう、個別に納付相談を行っています。
5 子育て支援などについて		
① 妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。		平成21年度より妊婦健診14回、乳児健診2回実施しています。
② 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付けは、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。		生活保護の基準額は、参考にはしますが、認定の基準にはしていません。申請の受け付けは、市町村の窓口としており、民生委員の証明は、必要ありません。また、年度途中での申請については、周知に心がけています。なお、平成25年度から生徒会費及びPTA会費を支給することとしました。

## 陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項		回 答
(③)	義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	学校給食法第11条第2項に基づき給食費については、保護者負担としています。ただし、保護者の負担を軽減するため、市単独で補助金を支出しています。
(④)	放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。	給食食材の購入にあたっては、配慮しています。
(⑤)	女性、特に妊娠婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。	更衣や授乳でも使用可能な高さの高い間仕切りを備蓄しているほか、市の防災倉庫においては生理用品や粉ミルク、子供用・大人用紙おむつなどを備蓄しています。
(⑥)	児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。	H25年度保健師1人増員し、家庭相談員1人、保健師2人、事務職1人が対応している。
6	国保の改善について	
(①)	国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	国の動向を見て判断します。
(②)	保険料(税)について	
ア	これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。	一人当たりの一般会計からの繰入は県内でも上位であり、医療給費が増加する中、保険税の引き下げは難しいと考えます。
イ	18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	18歳以下のこどもについても医療の給付は受けており、均等割について、変更する予定はありません。
ウ	前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。	減免措置については、現行の条例・規則の中で対応します。
エ	所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	減免措置については、現行の条例・規則の中で対応します。
(③)	保険料(税)滞納者への対応について	
ア	資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	相応の収入が継続して認められるが納付の意思がなく、また、収納課で差押財産が見つからなかったため資格証明書の発行要請があり、面談等の事業聴取を試みても応じない場合には、止むを得ず発行する場合があります。なお、資格証明書世帯及び短期被保険者証世帯の高校生世代以下の子については、「6か月有効」の短期被保険者証を発行しています。
イ	滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があつても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。	滞納者に対して給付の制限は行っていません。
ウ	保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。	分納の履行が順調かつ将来完納する見込みのある世帯には、被保険者証の期限が切れる前に新たな被保険者証を送付しています。

## 陳情書に対する回答一覧

要請事項		回答
エ	保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。	収納課と生活実態の把握に努めています。短期被保険者証の交付については、納付相談・指導を行う上で有効なものと考えております。無保険者の調査は現在のところ考えておりません。
④	一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。	一部負担金については、生活保護基準額の1.3倍以下で実施しており変更する予定はありません。 周知については、一般減免と合わせて行なっています。
7	障がい者・児施策の拡充について	
①	障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。	国の基準は課税世帯に一定の自己負担を求めるものであり、長久手市では国の基準に基づいて支給決定をしています。
②	訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。	障害者相談支援事業の相談員が作成するサービス利用計画に基づき支給決定を行っています。
③	移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。	地域生活支援事業要綱に基づいて移動支援事業を実施しており通所・通学は対象外としています。
④	65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	障害者総合支援法の規定に基づき介護保険優先を原則としています。
⑤	65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。	国の制度のもと、介護保険事業の適正な運営に努めています。
⑥	避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。	避難所である各学校の防災倉庫に、可搬型スロープを備えています。 長久手市では、福祉の家を福祉避難所として指定しています。
⑦	地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようになるとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。	災害時要援護者支援要綱及び災害対策基本法に従い進めています。また災害時要援護者の情報について、地域の防災関係者(自主防災組織など)との情報共有を検討していきます。
8	健診事業について	
①	特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。	特定健診は、市国保加入者は無料で受診できます。対象者への個別通知は、いずれの健診でも実施しています。
②	40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。	「39歳以下健診」の名称で一般的な健康診査を実施しています。無料で受診できます。
9	予防接種について	

## 陳情書に対する回答一覧

要請事項		回答
(1)	水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	国(厚生労働省)の規定に基づいた予防接種を実施しております、現行どおりとします。
(2)	高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。	接種費用の一部として3,000円を助成しています。
(3)	妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。	平成25年の緊急対策事業として、妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象に、全額助成事業を実施しています。
3	国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。	
1	国に対する意見書・要望書	
(1)	平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。	国の制度に合わせて事業を実施しておりますので、意見書・要望書を提出する考えはありません。
(2)	消費税増税を中止してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
(3)	年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。	国が定める制度であるため、国の動向に従います。
(4)	国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70~74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。	国が定める制度であるため、国の動向に従います。
(5)	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。	国の制度のもとで支援を行います。
(6)	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
(7)	東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。

## 陳情書に対する回答一覧

要請事項	回答
(8) 障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。	国の制度に合わせて事業を実施しておりますので、意見書・要望書を提出する考えはありません。
(9) 高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種を定期接種してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
2 愛知県に対する意見書・要望書	
(1) 福祉医療制度について	
① 福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	国が定める制度であるため、国の動向に従います。
② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	国が定める制度であるため、国の動向に従います。
③ 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④ 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
(2) 県民の医療を守るために	
① 後期高齢者医療制度について	
ア 後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
イ 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
② 国民健康保険への県の補助金を増額してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
③ 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④ コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
(3) 医療提供体制の充実のために	
① 南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
② 平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
③ 補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。

## 陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項		回 答
	④ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	⑤ 厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
3 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書		
①	愛知県に健康診査事業への補助を増額するよう に要請してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
②	低所得者に対する保険料および一部負担金の 独自の減免制度を設けてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
③	保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書 の発行は行わないでください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④	高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額して ください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑤	後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に 公募枠を設けてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。